

## 議案参考資料

平成29年12月 定例会

### (目次)

- 大村市特別職報酬等審議会条例（新旧対照表）（第104号議案関係）……（1）
- 大村市職員の育児休業等に関する条例の改正概要（第105号議案関係）…（2）
- 大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（第105号議案関係）（4）
- 大村市行政財産使用料条例（新旧対照表）（第106号議案関係）…………（8）
- 大村市道路占用料等徴収条例（新旧対照表）（第107号議案関係）…………（11）
- 給食配送車仕様書（概要）（第108号議案関係）……………（17）
- 給食配送車図面（第108号議案関係）……………（18）
- 物品等入札状況調書（第108号議案関係）……………（19）
- 長崎街道鈴田峠内の樹木の枝の落下による自動車破損事故について（報告第11号関係）……………（20）
- 公用車の交通事故について（報告第12号関係）……………（22）
- 公用車の交通事故について（報告第13号関係）……………（24）
- 大村市立鈴田小学校内における自動車破損事故について（報告第14号関係）（26）

大村市特別職報酬等審議会条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及びモーターボート競走事業管理者の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）について審議するため、大村市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、大村市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市長は、必要と認めるときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聞くことができる。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>
<p>(委員)</p> <p>第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることがある。</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要なつど、市長が任命する。</p> <p>2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。</p>
<p>(会議)</p> <p>第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員（第3条第2項ただし書の補欠委員を除く。）の委嘱の日以後、最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2・3 略</p>

## 大村市職員の育児休業等に関する条例の改正概要（第105号議案関係）

### 1 改正の理由

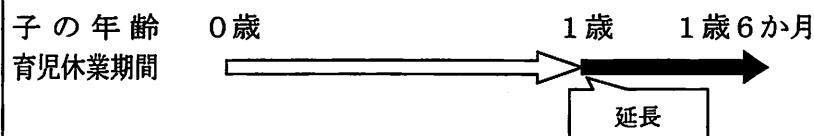
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、非常勤職員が育児休業の期間を延長することができる場合について規定するとともに、国家公務員の取扱いに準じ、職員が再度の育児休業の取得等ができる特別の事情を追加するため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

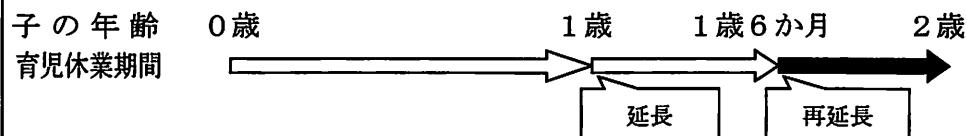
#### (1) 非常勤職員が育児休業をすることができる期間の延長（第2条の4関係）

非常勤職員の育児休業の期間は、原則として子が1歳に達する日（一定の要件を満たす場合は1歳6か月に達する日）までであるが、当該子の養育の事情を考慮して、条例で定める要件に該当する場合は2歳に達する日まで延長することができることとする。

#### 【改正前】

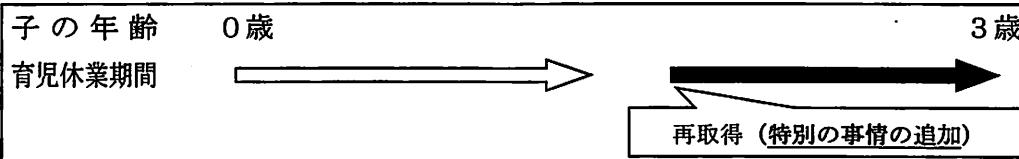


#### 【改正後】



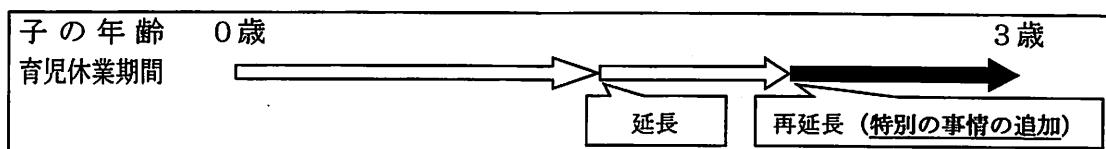
#### (2) 職員が育児休業を再取得できる特別の事情の追加（第3条関係）

育児休業の取得は、原則として1回であるが、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど条例で定める特別の事情がある場合は、再取得することができる。当該事情に保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加する。



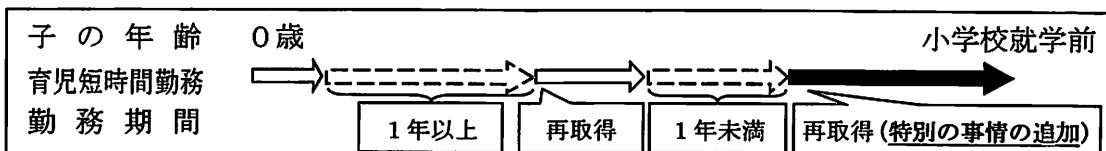
(3) 職員が育児休業の期間の再延長をすることができる特別の事情の追加  
(第4条関係)

育児休業の期間の延長は、原則として1回であるが、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど条例で定める特別の事情がある場合は、再延長することができる。当該事情に保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加する。



(4) 職員（非常勤職員等を除く。）が育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情の追加（第11条関係）

育児短時間勤務は、当該勤務の終了日から1年を経過していれば、回数の制限なく取得することができるが、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど条例で定める特別の事情がある場合は、1年を経過していなくても再取得することができる。当該事情に保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加する。



3 施行日

公布の日

大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「配偶者育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「配偶者育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしよう</p>

改正後	改正前
<p>をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 略</p>	<p>とする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 略</p>
<p><b>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</b></p> <p><b>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</b></p> <p>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において配偶者育児休業をしている場合</p> <p>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をする</p>	

改正後

ことが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

改正前

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

改正後	改正前
<p>と、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	<p>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>

大村市行政財産使用料条例（新旧対照表）

改正後			改正前				
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）				
	使用物件	単位		使用物件	単位		
電柱、送電塔その他これらに類する施設	第1種電柱	1本につき1年	440	電柱、送電塔その他これらに類する施設	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		680		第2種電柱		660
	第3種電柱		920		第3種電柱		900
	第1種電話柱		400		第1種電話柱		390
	第2種電話柱		630		第2種電話柱		620
	第3種電話柱		870		第3種電話柱		850
	その他の柱類		40		その他の柱類		39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2		地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390		路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	770
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330		郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	その他のもの	占用面積1平方	790		その他のもの	占用面積1平方	770

改正後		改正前	
	メートルにつき 1年		メートルにつき 1年
水道管、下水道管、ガス管、ケーブル線その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		240
	外径が1メートル以上のもの		470
備考		備考	

改正後

- 1～5 略
- 6 表示面積及び占用面積（以下「面積」という。）が0.0  
1平方メートルに満たないとき、又は面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その面積又はその端数は、切り捨てて計算する。
- 7 長さが0.01メートルに満たないとき、又は長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その長さ又はその端数は、切り捨てて計算する。

改正前

- 1～5 略
- 6 表示面積及び占用面積（以下「面積」という。）が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又はその端数は、1平方メートルとして計算する。
- 7 長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートル未満の端数があるときは、その長さ又はその端数は、1メートルとして計算する。

大村市道路占用料等徴収条例（新旧対照表）

改正後	改正前												
(占用料)	(占用料)												
第2条 略	第2条 略												
2 占用料の額の算定方法は、次の各号に定めるところによる。	2 占用料の額の算定方法は、次の各号に定めるところによる。												
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略												
(3) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。	1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。												
(4) 略	(4) 略												
3 略	3 略												
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用物件</th> <th>単位</th> <th>使用料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物</td> <td>第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類 共架電線その他上空 に設ける線類 地下に設ける電線そ の他の線類 路上に設ける変圧器</td> <td>1本につき 1年  440 680 920 400 630 870 40 4 2 390</td> </tr> </tbody> </table>	使用物件	単位	使用料（円）	法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類 共架電線その他上空 に設ける線類 地下に設ける電線そ の他の線類 路上に設ける変圧器	1本につき 1年  440 680 920 400 630 870 40 4 2 390	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用物件</th> <th>単位</th> <th>使用料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物</td> <td>第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類 共架電線その他上空 に設ける線類 地下に設ける電線そ の他の線類 路上に設ける変圧器</td> <td>1本につき 1年  430 660 900 390 620 850 39 4 2 380</td> </tr> </tbody> </table>	使用物件	単位	使用料（円）	法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類 共架電線その他上空 に設ける線類 地下に設ける電線そ の他の線類 路上に設ける変圧器	1本につき 1年  430 660 900 390 620 850 39 4 2 380
使用物件	単位	使用料（円）											
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類 共架電線その他上空 に設ける線類 地下に設ける電線そ の他の線類 路上に設ける変圧器	1本につき 1年  440 680 920 400 630 870 40 4 2 390											
使用物件	単位	使用料（円）											
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類 共架電線その他上空 に設ける線類 地下に設ける電線そ の他の線類 路上に設ける変圧器	1本につき 1年  430 660 900 390 620 850 39 4 2 380											

(12)

改正後			改正前		
		1年			1年
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	240		230
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	790		770
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		330		320
	広告塔	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1,700		1,900
	その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	790		770
	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ 1メー ートルに つき 1年	17		16
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		24		23
	外径が0.1メート ル以上0.15メー トル未満のもの		36		35
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		47		46
	外径が0.2メート ル以上0.3メート		71		70

(13)

改正後			改正前		
	ル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 法第32条第1項第5号に掲げる施設 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの 法第32条第1項第6号に掲げる施設 その他のもの		95 170 240 470 790 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額 870 520 790 17 170		93 160 230 460 770 Aに0.004を乗じて得た額 Aに0.007を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 930 560 770 19 190
	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル に つ き 1 年	Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額 870 520 790	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル に つ き 1 年
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル に つ き 1 日	17	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル に つ き 1 日

改正後					改正前				
道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479号。以 下 「令」 とい う。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板 (アーチであ るもの を除く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1平方メー トルにつ き1月	170	看板 (アーチであ るもの を除く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1平方メー トルにつ き1月	190	
		その他のも の	表示面積 1平方メー トルにつ き1年	1,700		その他のも の	表示面積 1平方メー トルにつ き1年	1,900	
	標識		1本につ き1年	630	標識	1本につ き1年		620	
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につ き1日	17		旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	19	
		その他のも の	1本につ き1月	170		その他のも の	1本につ き1月	190	
	幕(令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1平方メー トルにつ き1日	17	幕(令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1平方メー トルにつ き1日	19	
		その他のも の	その面積 1平方メー トルにつ き1月	170		その他のも の	その面積 1平方メー トルにつ き1月	190	
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につ き1月	1,700	アーチ	車道を横断 するもの	1基につ き1月	1,900	
		その他のも の		870		その他のも の		930	

改正後				改正前			
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積 1平方メートルにつき1年	790 Aに0.034を乗じて得た額		令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積 1平方メートルにつき1年	770 Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第3号に掲げる施設				令第7条第3号に掲げる施設			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積 1平方メートルにつき1月	170 79		令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積 1平方メートルにつき1月	190 77	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの  上空に設けるもの  地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの  その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額  Aに0.024を乗じて得た額  Aに0.005を乗じて得た額  Aに0.008を乗じて得た額  Aに0.01を乗じて得た額  Aに0.034を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの  上空に設けるもの  その他もの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額  Aに0.02を乗じて得た額  Aに0.028を乗じて得た額  Aに0.016を乗じて得た額  Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物  その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額  Aに0.012を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物  その他もの		

改正後		改正前	
設		設	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額 Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額 Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額 Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額 Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.028を乗じて得た額
備考 略		備考 略	

## 給食配送車仕様書（概要）

- 1 車種 給食コンテナ5台積用アルミバン（国内メーカー製）
- 2 積載物 食器用コンテナ：幅1,490mm×奥行き890mm×高さ1,600mm  
食缶用コンテナ：幅1,450mm×奥行き850mm×高さ1,450mm 最大5台
- 3 購入台数 4台
- 4 仕様
- (1) エンジン型式 ディーゼルエンジン 3,000cc程度  
エンジン出力 150馬力程度
  - (2) 最大積載量 2,700kg以上
  - (3) 乗員定数 3名
  - (4) 車両寸法 長さ6,450mm×幅2,100mm×高さ2,900mm程度
- 5 架装仕様及び装備

区分	項目	仕様
ボディー寸法	内寸	長さ4,330mm×幅1,925mm×高さ1,870mm程度
フロア関係	床下防水工作	樹脂シート 0.8mm厚
	床上張	ステンレス平板 1.5mm厚
フロント関係	外板	カラーアルミ平板 1.0mm厚
	内板	アルミプライ合板 6.0mm厚
リヤ関係	ドア形状	ドライシャッター
	ロックバー	ワンタッチロックシャッター用
サイド関係	外板	カラーアルミ平板 1.0mm厚
	内板	アルミプライ合板 6.0mm厚
	サイドラッシング	2段
垂直式リフト		本体スチール 長さ1,300mm
		最大リフト荷重 800kg
		キャスター停止バー 一体式
		室外操作スイッチ 固定+ストレートコードリモコン
		室内操作スイッチ ストレートコードリモコン

左サイドドア位置 mm		前々軸		後前軸		車両重量 kg		Kg	最大積載量 kg		Kg				
左サイドドア開口幅 mm		前後軸		後々軸		乗員重量 kg		Kg	車両総重量 kg		Kg				
左サイドドア開口高 mm						転角計算値 左			右						
右サイドドア位置 mm															
右サイドドア開口幅 mm															
右サイドドア開口高 mm															
参考図															
<table border="1"> <tr> <td>仕様書ID</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見積ID</td> <td></td> </tr> </table>												仕様書ID		見積ID	
仕様書ID															
見積ID															
※注記 本三面図内の諸元は計算上の値ですので、実車と異なる場合があります。															
全長	mm	内法長	mm			F-O.H.	mm	B-O.H.	mm	床面地上高	mm				
全幅	mm	内法幅	mm	リヤ開口幅	mm	F-WB	mm	R-WB	mm						
全高	mm	内法高	mm	リヤ開口高	mm	W.B.	mm	積載中心	mm	ドア厚	mm				

## 物品等入札状況調書(公表用)

入札物件 紙食配達車

担当課 教育総務課

入札日時・場所 平成29年11月1日(水) 午前11時 市役所第6会議室

番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	鹿島機械工業(株) 大村工場		—			辞退
2	長崎日産自動車(株) 大村営業所		—			辞退
3	(有)タナカ電装	①	18,979,200			落札
4	(有)福田自動車		—			辞退
5	(有)蒲原自動車	2	19,480,000			
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

上記のとおり入札を執行しましたので  
公表いたします。

平成29年11月1日

上記の金額に100分の8に相当する額を加算した金額が  
法律上の申込みに係る価格である。

大村市長 園田 裕史

長崎街道鈴田峠内の樹木の枝の落下による自動車破損事故について（報告第  
11号関係）

1 経緯

平成29年8月20日午後1時頃、■氏（以下「相手方」という。）使用の普通乗用車が長崎街道鈴田峠前の国道34号を走行中、長崎街道鈴田峠内の樹木の枝が折れて落下し、当該普通乗用車に当たり、ボンネット及びフロントバンパーを損傷した。

2 事故の原因及び処理

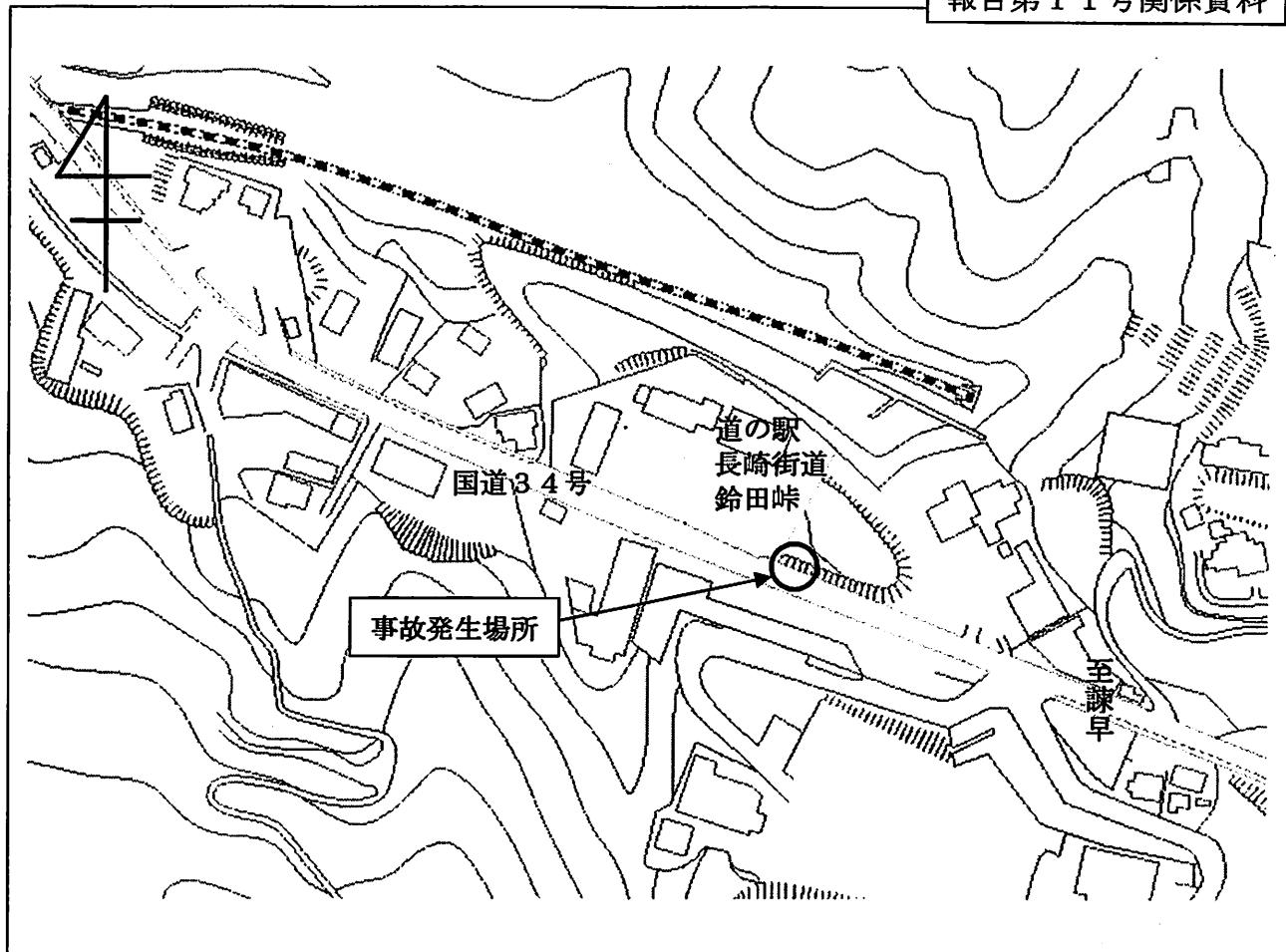
事故の原因は、樹木の枝葉が生い茂り、道路上にはみ出していたが、生い茂った枝葉の伐採等の安全対策を講じていなかったためである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

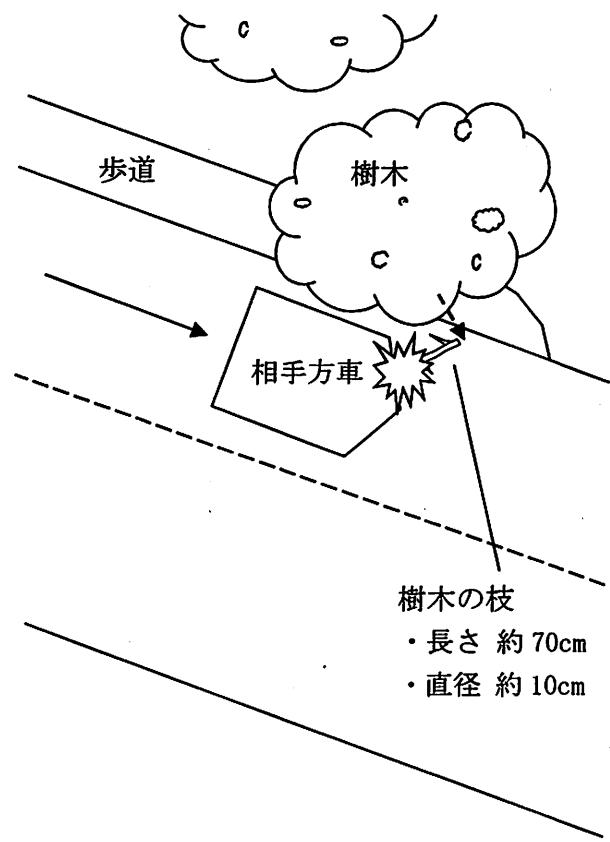
なお、事故の原因となった樹木については、現在、伐採に係る事務を進めているところである。

3 示談内容

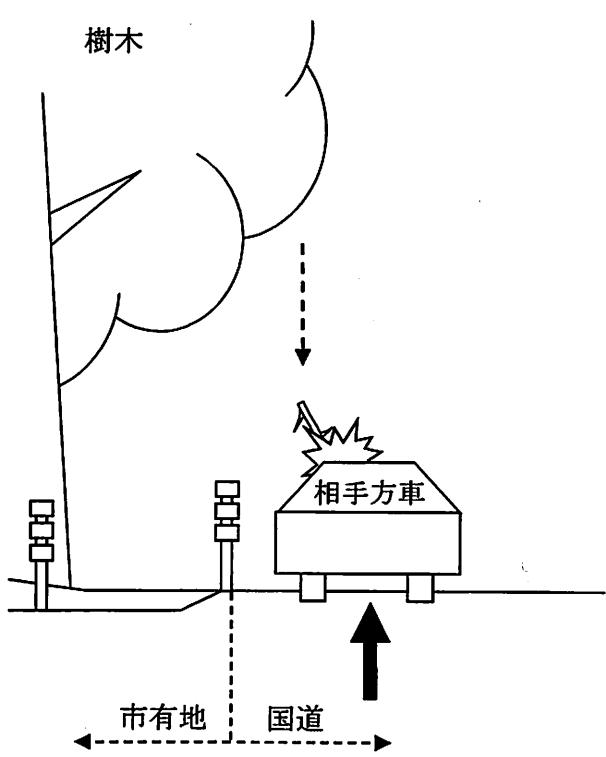
大村市は、相手方に対し、修理費の全額132,118円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (側面図)



## 公用車の交通事故について（報告第12号関係）

### 1 経緯

平成29年8月1日午前11時30分頃、公用車を運転中の本市福祉保健部職員が、福岡県直方市津田町1番28号付近の道路上において、公用車の進行方向左側に■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車（以下「相手方車両」という。）が駐車場から当該道路に進入するため徐行していることを確認した。

職員は、当然に相手方が一時停止すると考え、直進していたところ、相手方が一時停止をしないまま当該道路に進入してきた。

これにより、公用車の助手席ドア部分に相手方車両の前方部分が衝突し、公用車の助手席ドア部分等を破損するとともに、相手方車両のバンパー等が破損した。

### 2 事故の原因及び処理

事故の原因は、相手方が右方向の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

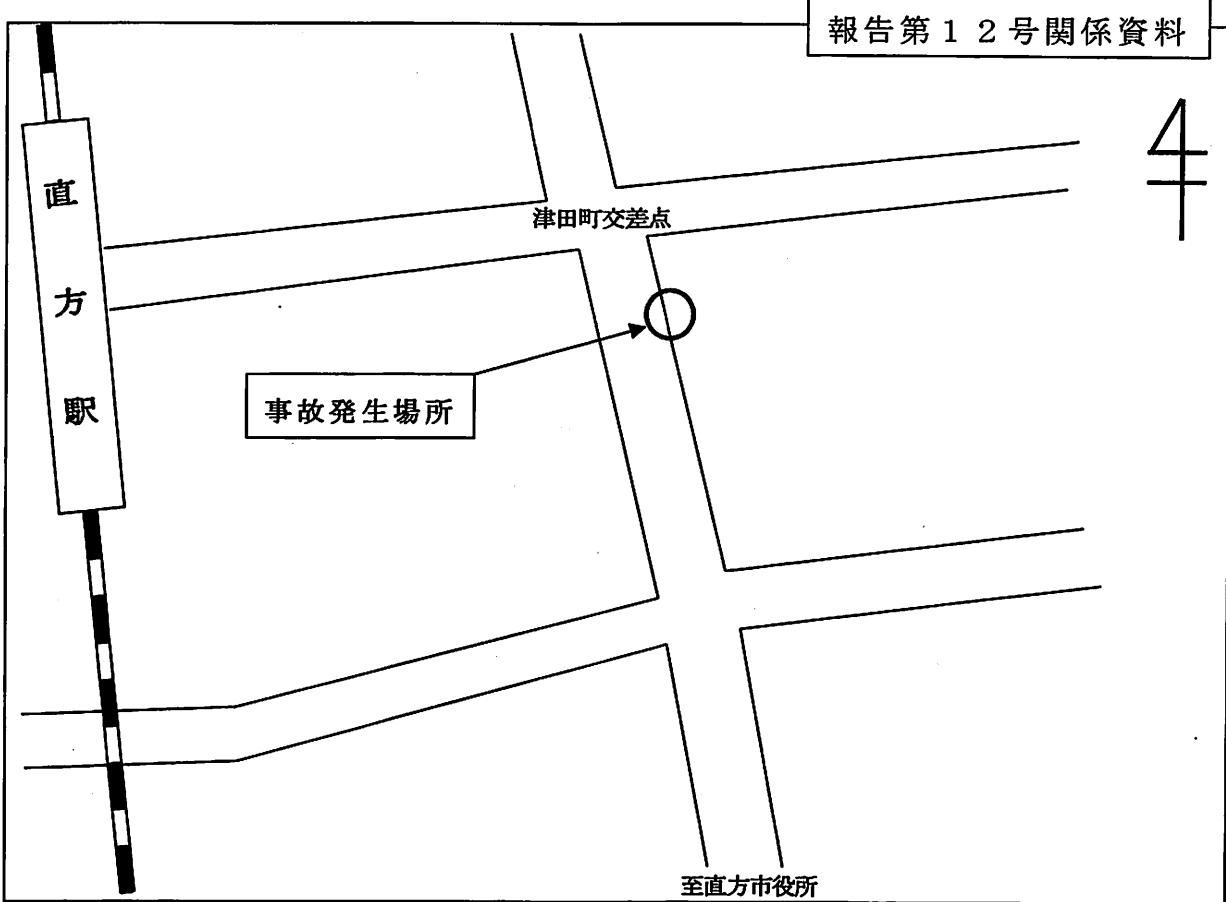
事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、道路に進入してくる車両に十分に注意を払って運転するよう注意した。

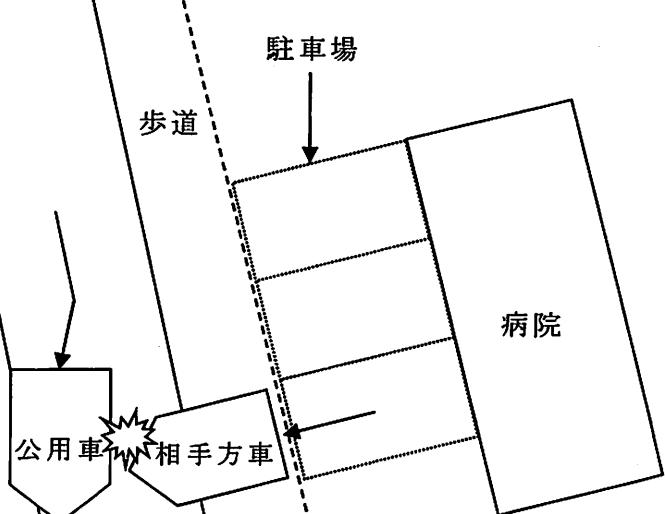
### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の1割5分に相当する額41,250円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

4



詳細図



## 公用車の交通事故について（報告第13号関係）

### 1 経緯

平成29年8月30日午前9時頃、公用車を運転中の本市財政部職員が、上諏訪町1547番地10付近の里道上を走行していたところ、■氏（以下「相手方」という。）所有の軽乗用車（以下「相手方車両」という。）が公用車の進行方向右側の駐車場から当該里道に後進してきた。

相手方車両に気付いた職員は公用車を停止させたが、相手方はそのまま相手方車両を後進させた。

これにより、公用車の運転席ドア部分に相手方車両の後方部分が衝突し、公用車の運転席ドア部分を破損するとともに、相手方車両のバンパー等が破損した。

### 2 事故の原因及び処理

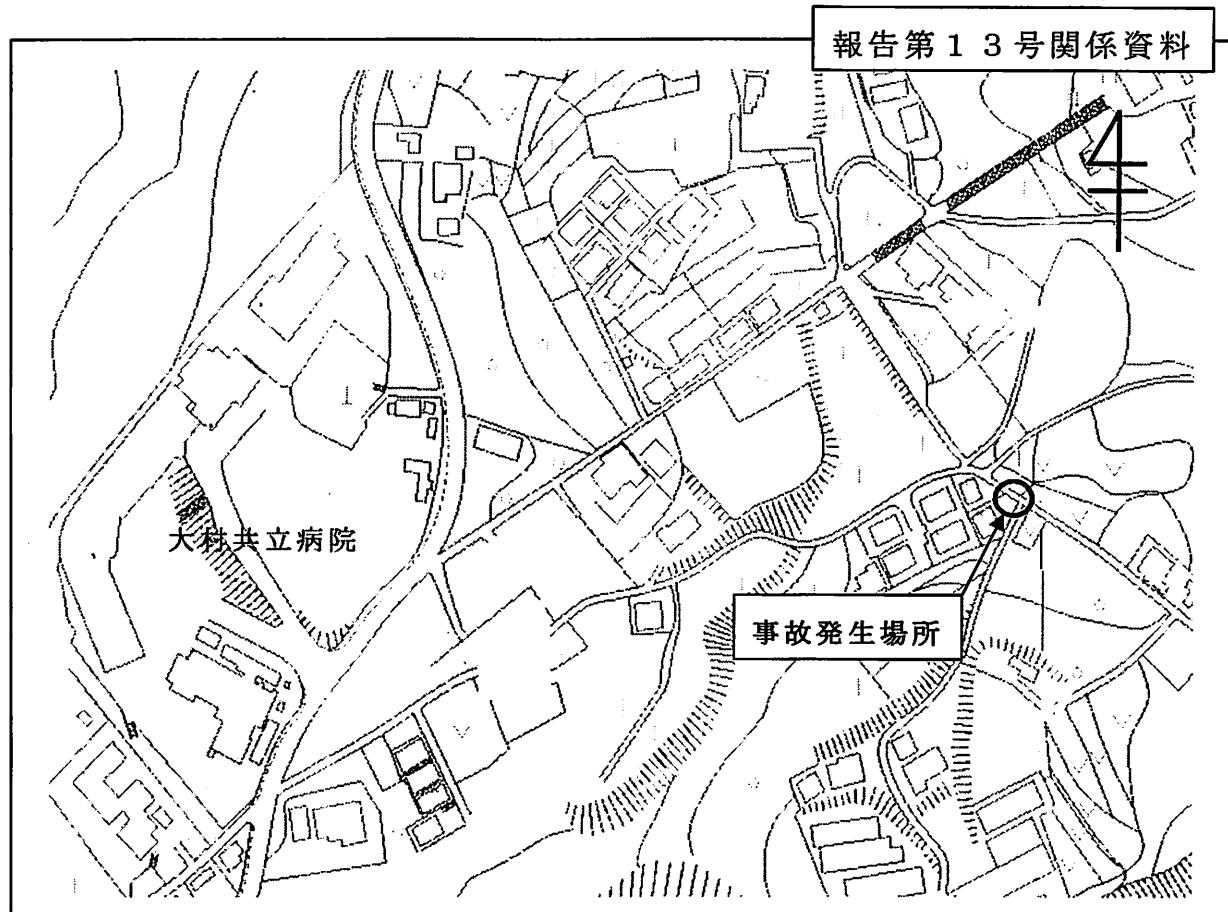
事故の原因は、相手方が後方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

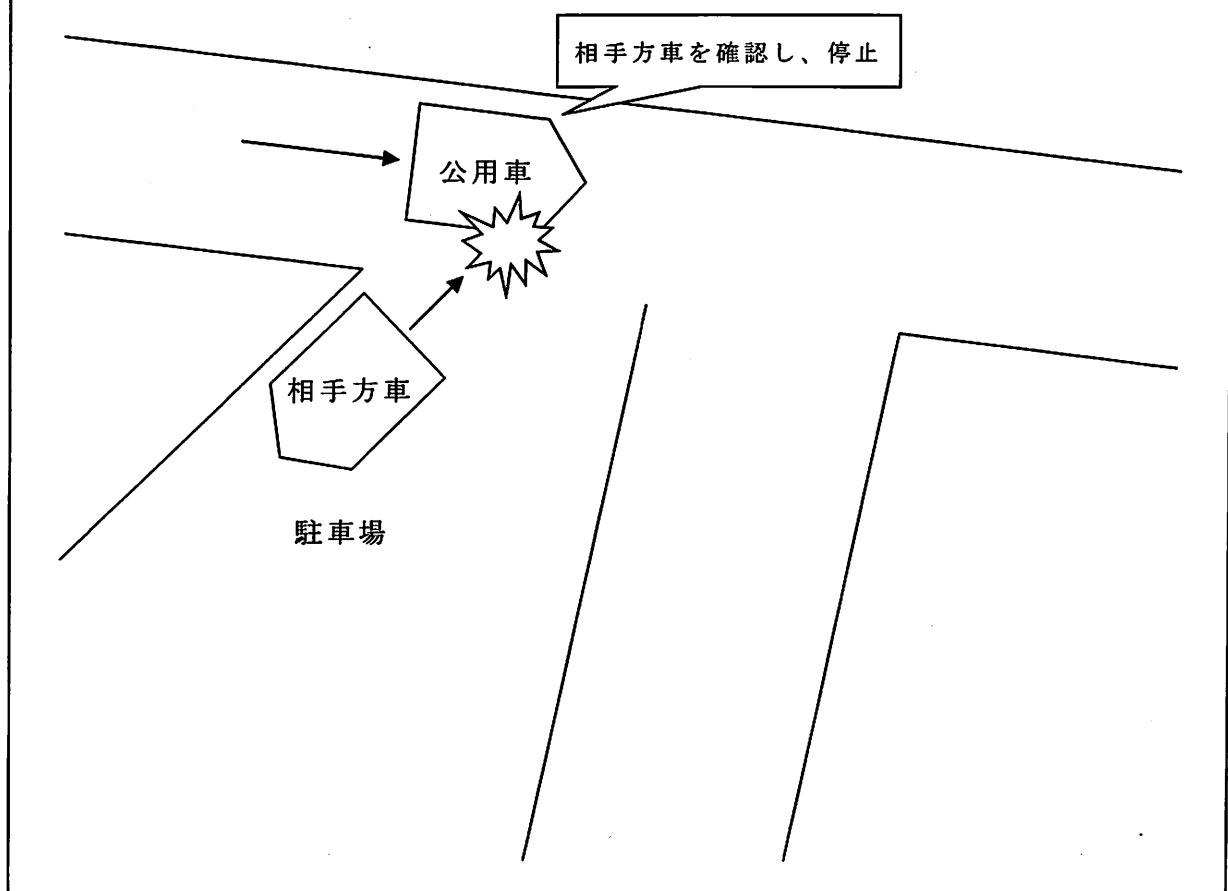
なお、当該職員には、道路に進入してくる車両に十分に注意を払って運転するよう注意した。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の2割に相当する額27,117円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図



# 大村市立鈴田小学校内における自動車破損事故について（報告第14号関係）

## 1 経緯

平成29年9月25日午後6時頃、■氏（以下「相手方」という。）使用の普通乗用車が大村市立鈴田小学校体育館横の駐車場に駐車しようとした際、右前輪でコンクリート片を跳ね上げ、車体の下部及び側面を損傷した。

## 2 事故の原因及び処理

事故の原因は、駐車場内に、舗装が割れコンクリートが剥離している箇所があつたが、当該コンクリート片の除去等の安全対策を講じていなかつたためである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、事故の原因となつたコンクリート片は除去し、現在、舗装の修復に係る事務を進めているところである。

## 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額31,718円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)

詳細図2 (側面図)

